

2. 彦根市子ども・若者会議条例

(平成 25 年 6 月 27 日条例第 36 号)

改正 平成 26 年 3 月 27 日条例第 17 号 平成 29 年 3 月 24 日条例第 4 号

(設置)

第 1 条 子どもおよび若者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、彦根市子ども・若者会議(以下「子ども・若者会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・若者会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項各号に掲げる事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子どもおよび若者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・若者会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子どもおよび若者に関する施策に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第 5 条 子ども・若者会議に会長および副会長各 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、子ども・若者会議の会務を総理し、子ども・若者会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・若者会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長および副会長が選任されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・若者会議は、会議において必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めてその意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 子ども・若者会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、前項の委員のうちから、会長が指名する。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

5 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

6 前条(第1項ただし書を除く。)の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項および第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 子ども・若者会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・若者会議の組織および運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年3月27日条例第17号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成29年3月24日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

3. 彦根市子ども・若者会議委員名簿

(任期：令和元年8月1日から令和3年7月31日まで)

(50音順、敬称略)

氏名	所属団体	備考
いわた 岩田 としゆき 俊幸	滋賀県彦根子ども家庭相談センター	副会長
おくだ 奥田 あきこ 晶子	彦根市保育園保護者会連絡協議会	
かわさき 川崎 あつこ 敦子	特定非営利活動法人芹川の河童	
かわさき 川崎 かずひこ 一彦	滋賀県高等学校長協会湖東ブロック	
くちき 朽木 ひろひさ 弘寿	特定非営利活動法人就労ネットワーク滋賀	
くにしま 國嶋 りえ 理恵	公募	
こいで 小出 さとし 哲士	彦根市 PTA 連絡協議会	
こだま 兒玉 けいこ 恵子	彦根市保育協議会	
しばた 柴田 まさあき 雅章	彦根市小・中学校校長会	
しばた 柴田 まさみ 雅美	特定非営利活動法人 LINKS	
しまじ 島路 かつひこ 勝彦	彦根市民生委員児童委員協議会連合会	
てらさき 寺崎 まさこ 政子	彦根保護区保護司会	新
ながい 永井 けいいち 敬一	株式会社 平和堂	
にしかわ 西川 じゅんこ 純子	滋賀県湖東健康福祉事務所	
にしかわ 西川 まさあき 正晃	岐阜聖徳学園大学	会長
のむら 野村 すみこ 澄子	市内私立幼稚園・認定こども園	
ふくい 福井 くみこ 久美子	認定特定非営利活動法人 NPO ぽぽハウス	
ふじい 藤井 ともひろ 友玄	彦根地区労働者福祉協議会	
みつはし 三橋 のぶこ 修子	彦根市母子福祉のぞみ会	
もり 森 けいせい 恵生	社会福祉法人彦根市社会福祉協議会	

4. 彦根市子ども・若者プラン策定経過

開催事項		年 月 日	協議事項・結果概要
H30 年度	第1回 子ども・若者会議	平成30年 9月28日	○子ども・若者プラン 平成29年度実績および評価について ○次期彦根市子ども・若者プラン策定に係るニーズ調査等について
	第2回 子ども・若者会議	平成30年 11月2日	○次期彦根市子ども・若者プラン策定に係るニーズ調査等について ・第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等概要（国通知・資料） ・現行計画位置付け・関連・策定時調査等 ・次期計画策定調査内容等（対象者数） ・調査票（案） ・調査・会議開催等スケジュール
	就学前児童・ 小学生児童 アンケート調査	平成30年 12月13日 ～ 平成30年 12月28日	○小学校入学前（0～5歳児）の子どもがいる世帯2,000件・回収数835件・回収率41.8% ○小学生（1～4年生）の子どもがいる世帯1,000件・回収数378件・回収率37.8%
	若者の意識調査	平成30年 12月13日 ～ 平成31年 1月7日	○18歳～39歳の若者769件・回収数183件・回収率23.8%
	子どもの貧困対策 に関する調査		○小学5年生、中学2年生の子どもがいる世帯2,051件・回収数776件・回収率37.8% ○市内の支援団体・行政機関・児童福祉施設16件・回収数11件・回収率68.8% ○市内の保育所・幼稚園・認定子ども園・小学校・中学校・高校・大学75件・回収数58件・回収率77.3% ○定期的な学習支援を利用している児童・生徒66件・回収数24件・回収率36.4%
	第3回 子ども・若者会議	平成31年 2月4日	○次期彦根市子ども・若者プラン策定に係る各種調査経過報告 ○次期彦根市子ども・若者プラン策定に係る各種調査結果速報について ○次期彦根市子ども・若者プラン策定に係る各種調査結果報告書のまとめ ○調査・会議開催等スケジュール
	第4回 子ども・若者会議	平成31年 3月14日	○子ども・若者プラン 平成30年度新規・拡充事業実施状況について ○子ども・若者プラン 平成31年度新規・拡充事業（案）

開催事項		年 月 日	協議事項・結果概要
			<p>について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定教育・保育施設等の利用定員の設定と認可について ○次期彦根市子ども・若者プラン策定に係る各種調査結果報告書案について ○平成 30・31 年度年間スケジュールについて
R 元 年度	第 1 回 子ども・若者会議	令和元年 8 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ○彦根市子ども・若者会議の役割について ○会長・副会長の選出について ○彦根市子ども・若者プラン 平成 30 年度実績および評価について ○次期彦根市子ども・若者プラン策定に係る調査結果について ○次期彦根市子ども・若者プランの策定について
	第 2 回 子ども・若者会議	令和元年 10 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ○彦根市の子ども・子育て、若者支援における現状と課題の整理について ○次期彦根市子ども・若者プランの骨子案について ○次期彦根市子ども・若者プランにおける見込み量等について ○今後の進め方・スケジュール
	第 3 回 子ども・若者会議	令和元年 12 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ○次期彦根市子ども・若者プランの素案について ○パブリックコメントについて ○今後の進め方・スケジュール
	意見公募 (パブリックコメント) の実施	令和 2 年 1 月 21 日 ～ 令和 2 年 2 月 20 日	○「彦根市子ども・若者プラン(第 2 期 : 令和 2～6 年度)」(素案) に対する意見公募
	第 4 回 子ども・若者会議	令和 2 年 3 月 9 日	

5. 用語解説

用語	説明	該当ページ
アルファベット		
NPO（民間非営利組織：Non Profit Organization）	非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体	65
あ行		
アイデンティティ	自己が環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。自分は何者であり、何をなすべきかという個人の心の中に保持される概念	80
アウトリーチ	相談員などが地域や支援を必要とする人のもとに直接出向いて、地域福祉の推進に向けたしくみづくりの働きかけや相談業務を行ったりすること。地域福祉では、手を差し伸べる活動を示す。	78
預かり保育	幼稚園が実施する教育時間終了後にも、延長して子どもを預かる事業	109
生きる力	確かな学力（基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力）と、豊かな人間性（自らを律しつつ、人とともに協調し思いやる心や感動する心など）と、健康・体力（たくましく生きるための健康や体力など）のバランスのとれた力のこと	72
育児休業	労働者は、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は、1歳6か月）に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。また、育児休業の他に、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前の子どもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮など（3歳未満の子どもの養育を行う場合）の措置がある。	75
イクボス宣言	「イクボス」とは、部下や同僚等の育児や介護・ワークライフバランス等に配慮・理解のある上司のことで、「イクボス宣言」とは組織のトップや幹部がイクボスを目指すことを宣言すること。	83
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業	52
う歯	口腔内の細菌が糖質から産生される酸によって、歯が溶かされる疾患をう蝕といい、細菌による感染症と位置付けられている。う蝕された歯をう歯（むし歯）という。	32
エジンバラ質問票（エジンバラ産後うつ病質問票）	産後うつ病を発見するために開発された自己記入式質問票で、全10項目の質問に点数をつけ、その合計点数で産後うつ病かどうかを調べる。	85

用語	説明	該当ページ
M字型カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。	11
か行		
家庭児童相談室	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所に設けられている相談・指導などを行う機関。社会福祉主事、家庭児童相談員が配置されている。	70
企業主導型保育事業	企業主導型保育事業は、事業主拠出金を財源として、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童対策に貢献することを目的として、平成28年度に創設された。	18
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育	88
教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、「学校教育法」第1条に規定する幼稚園および「児童福祉法」第39条第1項に規定する保育所をいう。	55
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の、年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。日本の人口維持に必要な合計特殊出生率は約2.07～2.08とされる。	10
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者などを会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	102
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））	52
子ども・子育て関連3法	以下の①②③の法律を意味する。 ①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備等：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）	1
子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する、子どもおよび子どもの保護者に対する支援	1

用語	説明	該当ページ
子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。	3
子ども食堂	子どもが一人で食事をするのを防ぐため、子ども一人でも利用しやすく、無料もしくは低額で食事ができる場もしくは取り組み。	50
子どもの貧困	貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額）に満たない所得で暮らす相対的貧困の17歳以下の子どもの存在および生活状況	1
こども110番の家	この活動は、目のつきやすい所にプレートを設置し、万一、子どもたちに危険が押し迫ったときの避難場所を確保するものですが、市内に多数設置することにより、犯罪抑止を目的とするものでもある。	86
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者育成支援施策の総合的な推進や、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するための地域ネットワークづくりの推進を図ることとしており、平成21年7月1日に成立し、平成22年4月1日から施行されている。	2
子ども・若者計画	不登校、ひきこもり、ニート等、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しており、このような状況の中ですべての子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、困難を有する子ども・若者の支援を社会全体で総合的に推進する計画のこと。	3
子ども・若者総合相談センター	何らかの生きづらさを抱える子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるように、サポートあるいはコーディネートするための総合相談窓口	22
さ行		
産後うつ	産後に発症するうつ病で、10～20%に生じるとされている。1日中気分が沈む、日常生活の中で興味や喜びが感じられない、赤ちゃんに何の感情も湧いてこない、食欲もなく体重が減る、不眠・睡眠過多などがサインとなる。	85
時間外保育事業（延長保育事業）	認定こども園・保育所などにおいて、仕事の都合などで通常の開所時間での迎えができない家庭のために、延長して保育を行う事業	52
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業	14
次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成27年までの10年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成17年4月1日から施行されている法律（以下「次世代法」という） 次世代法に基づき、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進んだが、次世代育成支援対策のさらなる推進・強化を図るため、次世代法が改正され、法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長となった。	2

用語	説明	該当ページ
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する事業	102
児童館	児童福祉法第 40 条に基づく児童福祉施設である児童厚生施設のひとつで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。	67
児童虐待	身体的虐待、心理的虐待（言葉の脅しや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。	1
児童手当	児童の養育者に対して支給される手当	39
児童扶養手当	父母が離婚するなどして、父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童の養育者に対して支給される手当	25
就学援助	学校教育法上の実施義務に基づき、学校給食費や学用品費などの支払いが経済的に困難な保護者の方に対し、申請に基づいて費用の一部を援助する制度	25
住宅セーフティネット	住宅市場の中で、独力では住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの所得、家族構成、身体の状態などに適した住宅を確保できる仕組み	80
奨学金	経済的理由などによって修学に困難がある学生に対し、金銭的な援助を行い、就学・通学を援助するためのお金、または制度。学業成績などにより、金額や無利子・有利子などの制度に違いがある。	89
食育	平成 17 年 7 月に施行された食育基本法に基づいた取り組みで、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられている。	3
小規模保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業	14
少子化	子どもの出生数の減少や出生率の低下が進行する状態のこと。高齢化や将来の人口減少の原因となる社会問題として近年クローズアップされている。	1
スクールカウンセラー	学校現場において、児童生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導・助言を行う専門家	31
スクールガード	あらかじめ各小学校に登録した地域住民の方が子どもたちの下校時間に合わせ、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行う、学校安全ボランティア	86

用語	説明	該当ページ
スクールソーシャルワーカー	社会福祉の専門的な知識や技術を活用し、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎながら、問題や悩みを抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、解決に向けて支援する専門家	31
生活困窮者自立支援法	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方（生活困窮者）を、生活保護に至る前段階で、相談支援や就労に関する支援、緊急的な支援などを行い、自立できるようにすることを目的とした法律	92
青少年立ち直り支援センター「あすくる彦根」	中学生（ケースによっては小学校高学年）から20歳未満の青少年に対し、生活改善、就学、就労、家庭支援、自分探しなどを支援する場	77
性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。	66
ソーシャルスキル	対人関係における、挨拶・依頼・交渉・自己主張などの技能。社会的スキル	78
た行		
待機児童	希望する保育所に入所申請したにも関わらず、定員などの関係で入所することができない児童	1
多文化共生社会	地域に暮らす住民同士が、国籍や民族、文化、言葉などの「ちがいを認め合い、支え合う関係を持って暮らしていく状態、またはそのような環境	88
男女共同参画	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。	3
地域型保育事業	小規模保育や家庭的保育など（地域型保育事業）への給付 平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法 [※] に基づく制度の一つで、小規模な保育施設に対する財政措置。小規模な保育施設を拡充し、都市部での待機児童を解消することを目的としている。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの保育事業を「地域型保育事業」として市町村が認可し、地域型保育給付の対象とする。	18
地域学校協働本部	従来の学校支援を基盤にしながら、地域と学校が連携・協働して、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関など、幅広い地域住民などの参画により、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進する体制	72
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センターなどで、乳幼児および保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	102

用語	説明	該当ページ
地域子育て支援センター	公共施設や保育所、児童館など、地域の身近な場所において、育児に関する不安や悩みを相談したり、子育てを行う保護者同士が気軽に交流できる場	52
地域子ども教室	すべての家庭の子どもが放課後や休日を安全に過ごす遊び場として小学校の空き教室などを利用する制度。利用登録は必要だが、出入りは自由で、地域の大人が世話役として活動する。	38
地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、時間外保育事業（延長保育事業）、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブなどの事業	102
定住自立圏構想	それぞれの市町村の自主性を尊重しながら、人口が5万人程度以上であることなど、一定の条件を満たす中心市と、周辺市町村が定住自立圏形成協定を結び、連携・役割分担を行うことで、地域の活性化を目指す取組	67
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。	71
特別支援教育	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握しながら、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行う教育	79
ドメスティックバイオレンス（DV）	夫婦、恋人など親密な関係にある（あった）者から受ける暴力のこと。身体的暴力だけでなく、暴言、侮辱、脅迫といった精神的暴力や性的な暴力などを含む。DVと略される場合もある。	76
な行		
ニート	就労、求職、就学のいずれもせず、就労のための訓練も受けていない若者	63
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業	102
認定こども園	小学校就学前の子どもに対する保育および教育ならびに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないにかかわらずすべてのこどもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違うこども同士が共に育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」などの機能を持つ。都道府県知事が条例に基づき認定する。	1
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。	52
ノンステップバス	出入口の段差を無くして乗降性を高めた低床バス	86

用語	説明	該当ページ
は行		
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などの脳機能の障害を指す。通常、低年齢からみられる脳機能の障害。社会性やコミュニケーション能力の発達に偏りがあつたり、興味・関心の範囲が狭かつたり、反復行動、想像力の未発達などの特徴がある。	79
ひきこもり	仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態	21
病児・病後児保育事業	地域の児童を対象に当該児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて看護師などが保育する。または、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室などにおいて看護師などが緊急的な対応などを行う。	52
フードバンク	包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、品質に問題がなくても流通に出すことができない食品を企業や個人などから集め、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。また、そういった食品を備蓄・流通させるための活動	94
プラットフォーム	基盤や土台、環境を意味する言葉。ビジネス用語としては、商品やサービスを提供する企業と利用者が結びつく場所を提供することを、プラットフォームと表現する。転じて、行政計画では、事業やサービスを住民に提供する自治体等の公的組織（行政側）とその授受者（住民側）の接点や場を指す。	89
フリースペース	保護者が家にいないときなど、学習や食事、遊びの場、憩いの場といった特定の用途に限定されず、子どもが安心して過ごすことができる場	53
ふるさと納税	「今は都会に住んでいても、自分を育ててくれたふるさとに、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」そのような問題提起から始まり生まれた、納税者が、都道府県、市区町村を自由に選択して行うことができる寄付制度。寄付をした金額が所得税・個人住民税から還付・控除されるほか、寄付した自治体や地域の特産品をお礼として受け取ることができるといったメリットがある。	95
フレックスタイム制	労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業および終業の時刻を決定することができる労働時間制。具体的には、1日の労働時間帯を、必ず勤務しなければならない時間（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつ出退勤してもよい時間帯（フレキシブルタイム）とに分けて実施するのが一般的である。	83
ベイズ推定	地域間比較や経年比較が可能となるように、観測データ以外の対象に関する情報を推定に反映させる手法。小地域に特有なデータの不安定性を緩和する。	10

用語	説明	該当ページ
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や土曜日、学校の長期休業期間などに小学校の余裕教室などを利用して、適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	52
ま行		
民生委員児童委員	地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員に該当すると解されている。民生委員・児童委員の任期は3年間。児童委員は、児童福祉法第12条により各市町村に置かれ、民生委員が児童委員を兼務している。民生委員は、福祉に関する社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申を行い、児童委員は、児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助を行う。	65
や行		
養育支援訪問事業	育児のストレスや産後に発症するうつ病などの問題によって、子育てに対して不安や孤立感などを抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者などによる育児・家事の援助、また、保健師などによる具体的な養育に関する指導助言などを訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業	93
ら行		
ライフステージ	生活段階または人生段階。人の一生を乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けた、各々の段階	69
ライフプラン	就学や就職、結婚、子育て、住宅の購入、病気・事故などを見通した人生設計のことであり、主に金銭面からの生活設計を指すことが多い。	88
リユース	一度使用して不要になったものなどを、元の形のままで再利用すること。	95
利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供および必要に応じて相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業	52
量の見込み	ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。	98
労働力人口	生産年齢人口（労働に適する年齢すなわち満15歳以上の人口）のうち、労働の意思と能力を有する人の数をいう。就業者と完全失業者の合計数で表される。	1
労働力率	生産年齢人口に対する労働力人口の比率	11
わ行		
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えることを提唱する考え方	39